

議案第十四号

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区长 清 家 愛

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正)

第一条 港区道路占用料等徴収条例(昭和四十七年港区条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「三〇、二〇〇」を「三二、二〇〇」に、「四六、四〇〇」を「四九、四〇〇」に、「六二、六〇〇」を「六六、七〇〇」に、「二二、七〇〇」を「二八、七〇〇」に、「三六、六〇〇」を「四六、〇〇〇」に、「四九、七〇〇」を「六三、二〇〇」に、「二、六九〇」を「二、八七〇」に、「二六〇」を「二八〇」に、「一五〇」を「一七〇」に、「二六、四〇〇」を「二八、一〇〇」に、「一六、一〇〇」を「一七、二〇〇」に、「五三、九〇〇」を「五七、五〇〇」に、「一〇二、二〇〇」を「一〇五、五〇〇」に、「一、一三

〇」を「一、二〇〇」に、「一、六一〇」を「一、七二〇」に、「二、四二〇」を「二、五八〇」に、「三、二三〇」を「三、四五〇」に、「四、八五〇」を「五、一七〇」に、

六、四七〇	一一、三〇〇
-------	--------

を

六、九〇〇	一二、〇〇〇
-------	--------

に、「三二、三〇〇」を「三四、五〇〇」

に、「四三、四〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二六、九〇〇」を「二八、七〇〇」に、「五一、一〇〇」を「五二、七〇〇」に、「三〇、六〇〇」を「三一、六〇〇」に、「三三、八〇〇」を「三六、四〇〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇五〇」に、「四三、一〇〇」を「四六、〇〇〇」に、「一、〇二二、六〇〇」を「一、〇五五、五〇〇」に、「五一、三〇〇」を「五二、七〇〇」に、「八八、七〇〇」を「一〇五、五〇〇」に、「二六、七〇〇」を「三四、七〇〇」に改める。

(港区立公園条例の一部改正)

第二条 港区立公園条例(昭和三十八年港区条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「六千七十二円」を「六千四百七十一円」に、「二千六百九十八円」を「二千八百七十六円」に、「四千四百九十八円」を「四千七百九十四円」に、「千七百九十九円」を「千九百十七円」に、「二千六百八十三円」を「三千四百八十七円」に、「千三

百四十九円」を「千四百三十八円」に、「二千五十九円」を「二千三百九十七円」に、「三千五十三円」を「三千九百六十八円」に、「三万五千七百六十円」を「三万八千六十円」に、「

五万五千八百七十円
百四十九円

」を「

五万九千六百二十円
百五十九円

」に改

める。
別表第五金額の欄中「三千七百八十一円」を「四千五百五十七円」に、「千百三十三円」を「千三百六十七円」に改める。

（港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正）

第三条 港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「四千四百九十八円」を「四千七百九十四円」に、「三万五千七百六十円」を「三万八千六十円」に、「五万五千八百七十円」を「五万九千六百二十円」に、「百四十九円」を「百五十九円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（港区道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（港区立公園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区立公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（説明）

道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するため、本案を提出いたします。